京都大学研究者情報整備委員会規程 (平成30年5月15日総長裁定)

(前 略)

(構成)

- 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 情報担当の理事(以下「担当理事」という。)
 - (2) 研究担当の理事
 - (3) 図書館担当の理事

(4)~(11) (略)

- 2 前項第<u>4</u>号及び第<u>11</u>号の委員は、総長が委嘱 する。
- 3 第1項第<u>4</u>号及び第<u>11</u>号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任 期の終期を超えることはできない。

4 (略)

(委員長及び副委員長)

- 第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前 条第1項第2号から第<u>6</u>号まで及び第<u>11</u>号の 委員のうちから委員長が指名する。
- 3 · 4 (略)

(後 略)

京都大学大学院横断教育プログラム推進センター要項

(平成30年3月28日総長裁定)

(前 略)

- 第3 センターに、センター長及び副センター長を 置く。
- 2 センター長は、<u>教育担当の理事</u>をもって充て る。

 $3 \sim 6$ (略)

(中 略)

第11 センターに、博士課程教育リーディングプログラム及び卓越大学院プログラムを実施するため、次の各号に掲げる組織を置く。

(1)~(6) (略)

(後略)

京都大学高大接続・入試センター要項 (平成28年3月8日総長裁定)

(前略)

(構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

徬

(1) (同 左)

(3)~(10) (同 左)

- 2 前項第<u>3</u>号及び第<u>10</u>号の委員は、総長が委嘱 する。
- 3 第1項第<u>3</u>号及び第<u>10</u>号の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、担当理事の任 期の終期を超えることはできない。

4 (同 左) (委員長及び副委員長)

第3条 (同 左)

- 2 委員長は担当理事をもって充て、副委員長は前 条第1項第2号から第<u>5</u>号まで及び第<u>10</u>号の 委員のうちから委員長が指名する。
- 3 · 4 (同 左)

第3 (同 左)

2 センター長は、<u>大学院横断教育(大学院横断教育</u> <u>育プログラム推進センター)担当の副学長</u>をもって充てる。

3~6 (同 左)

第11 (同 左)

(7) プラットフォーム学卓越大学院

改 正 前

- 第5 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 教育担当の理事

国立大学法人京都大学内部監査規程 (平成17年6月14日総長裁定)

(前 略)

(監査の区分)

- 第5条 監査の区分は、定期監査及び臨時監査とする。
- 2 定期監査は、毎年実施する。
- 3 臨時監査は、総長が命じる事項又は<u>公正調査監査担当の副学長</u>(以下「<u>担当副学長</u>」という。) が必要と認める事項について、随時実施する。

第2章 監査の計画

(監査年次計画書)

第6条 <u>担当副学長</u>は、あらかじめ監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、臨時監査については、この限りではない。また、監査年次計画書に重大な変更を行う場合も同様とする。

(監査実施計画書)

- 第7条 <u>担当副学長</u>は、定期監査を実施するときは、前条の監査年次計画書に基づき、あらかじめ 監査実施計画書を作成しなければならない。
- 2 <u>担当副学長</u>は、臨時監査を実施するときは、あらかじめ監査実施計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、緊急でそのいとまがない場合は口頭により承認を得ることができる。

第3章 監査の実施体制等

(監査の統括及び監査員)

第8条 監査は、総長の命により、<u>担当副学長</u>が統括し、公正調査監査室の職員及び<u>担当副学長</u>が委嘱する公正調査監査室の職員以外の本学職員(以下「監査員」という。)が実施する。

(中略)

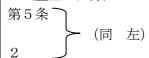
(監査の通知)

第13条 担当副学長は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部局等の長(全学教員部にあっては、総長が指名する理事。以下同じ。)に文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。

改 正 後

- 第5 運営委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
 - (1) 入試担当の理事

(監査の区分)



3 臨時監査は、総長が命じる事項又は<u>監査を担当する理事又は副学長</u>(以下「<u>担当理事等</u>」という。) が必要と認める事項について、随時実施する。

第2章 監査の計画

(監査年次計画書)

第6条 担当理事等は、あらかじめ監査の基本方針、監査項目、監査概要その他必要事項を記載した監査年次計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、臨時監査については、この限りではない。また、監査年次計画書に重大な変更を行う場合も同様とする。

(監査実施計画書)

- 第7条 <u>担当理事等</u>は、定期監査を実施するときは、前条の監査年次計画書に基づき、あらかじめ 監査実施計画書を作成しなければならない。
- 2 <u>担当理事等</u>は、臨時監査を実施するときは、あらかじめ監査実施計画書を作成し、総長の承認を得なければならない。ただし、緊急でそのいとまがない場合は口頭により承認を得ることができる。

第3章 監査の実施体制等

(監査の統括及び監査員)

第8条 監査は、総長の命により、<u>担当理事等</u>が統括し、公正調査監査室の職員及び<u>担当理事等</u>が委嘱する公正調査監査室の職員以外の本学職員(以下「監査員」という。)が実施する。

(監査の通知)

第13条 担当理事等は、監査を実施するに当たり、あらかじめ監査の対象部局等の長(全学教員部にあっては、総長が指名する理事。以下同じ。)に文書により通知する。ただし、緊急又は特に必要と認められる場合は、口頭をもって通知することができる。

改 正 前

(監査結果に基づく意見交換)

第14条 <u>担当副学長</u>又は公正調査監査室の職員 は、監査結果の説明及び問題点等の確認のため、 監査の対象部局等との意見交換を行う。

第4章 監査報告と措置

(監査結果の報告)

第15条 <u>担当副学長</u>は、監査結果について監査報告書を作成し、総長に報告する。ただし、監査の結果、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。

(監査結果の通知及び改善等)

$\begin{pmatrix} 1 & 6 & \\ 2 & \end{pmatrix}$ (略)

- 3 監査の対象部局等の長は、前項の通知を受けた ときは、速やかに当該措置等を実施し、その結果 を<u>担当副学長</u>に書面により回答しなければなら ない。
- 4 <u>担当副学長</u>は、前項の回答があったときは、当該回答を総長に報告する。
- 5 <u>担当副学長</u>は、第3項の回答に基づき当該措置 等の実施状況の確認を行う。

第5章 雜則

(実施規則)

第17条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、担当副学長が定める。

京都大学事務委任等規程

(昭和45年10月31日総長裁定)

(前 略)

- 第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程(平成27年達示第72号)の定めるところにより、部局(事務本部を含む。)の長(事務本部にあっては研究担当の理事とする。)に委任する。
 - (1) 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針(平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号)に定める研究に係る監督、許可等(同指針第6第4項第1号及び第3号並びに第18第3項第3号の規定によるものを除く。)
 - (2) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針(平成13年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)に定める研究に係る監督、許可等
 - (3) 遺伝子治療等臨床研究に関する指針(平成27

改 正 後

(監査結果に基づく意見交換)

第14条 <u>担当理事等</u>又は公正調査監査室の職員 は、監査結果の説明及び問題点等の確認のため、 監査の対象部局等との意見交換を行う。

第4章 監査報告と措置

(監査結果の報告)

第15条 <u>担当理事等</u>は、監査結果について監査報告書を作成し、総長に報告する。ただし、監査の結果、緊急を要すると認めた事項については、直ちに口頭をもって報告する。

(監査結果の通知及び改善等)

第16条 (同 左)

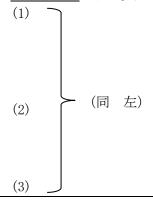
- 3 監査の対象部局等の長は、前項の通知を受けた ときは、速やかに当該措置等を実施し、その結果 を<u>担当理事等</u>に書面により回答しなければなら ない。
- 4 担当理事等は、前項の回答があったときは、当該回答を総長に報告する。
- 5 <u>担当理事等</u>は、第3項の回答に基づき当該措置 等の実施状況の確認を行う。

第5章 雜則

(実施規則)

第17条 この規程に定めるもののほか、監査の実施に関し必要な事項は、担当理事等が定める。

第9条の4 総長は、ライフサイエンス研究等における倫理の保持、安全の確保等に関する事務のうち、次の各号に掲げる事務について、京都大学におけるライフサイエンス研究等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程(平成27年達示第72号)の定めるところにより、部局(事務本部を含む。)の長(事務本部にあっては研究倫理担当の理事とする。)に委任する。



改 正 前 改 正 後 年厚生労働省告示第344号) に定める研究に 係る監督、許可等(同指針第16第4項第3号 並びに第31第4項第2号及び第3号の規定 によるものを除く。) (後略) 京都大学における研究資源アーカイブに関 する規程 (平成22年3月16日総長裁定) (前 略) (事務) (事務) 第9条 研究資源アーカイブに関する事務は、総合 第9条 研究資源アーカイブに関する事務は、総合

博物館事務室において行う。

(後略)

博物館事務部において行う。

附則 この規程は、令和2年10月1日から施行する。